

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済は、輸出、民間設備投資の増加をはじめとした企業部門に好調さが見られ、景気は緩やかな回復基調が続いている。一方、雇用情勢も厳しさは残るものの、有効求人倍率の上昇など雇用環境の改善に広がりが見られる。

しかしながら、神奈川県内におけるパートタイム労働者等の比率は上昇しており、低賃金層が拡大している。

このような中、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする最低賃金の改善は重要な課題である。

よって国におかれては、平成18年度の神奈川県最低賃金の改定に当たり、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地域別及び産業別最低賃金の改定については、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、一般労働者の賃金水準に見合うものとする。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月20日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長